

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 高校生向け啓発カレンダー制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,200 千円 (前年度予算額：1,200 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
要求額	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県では平成29年3月策定(令和2年3月改定予定)の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な消費者教育を推進する必要がある。
- ・とりわけ、2022年の改正民法施行による成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育の強化は、国が示す「消費者教育の推進に関する基本的な方針(対象期間：平成30年度～令和4年度)」の重点事項でもある。
- ・実際、県民生活相談センターに寄せられる相談事例を見ても、20歳の若者の相談件数は、18歳や19歳のそれと比べて1.5倍、2.4倍に上り、成人を機に消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向がうかがえる。
- ・また、マルチ取引に関する相談が突出して多いのも、この世代の特徴で、とりわけ未成年者取消ができなくなる20歳で相談が急増している。そのほか、携帯電話やインターネットを利用した有料サイト名目の不当請求、インターネット通販トラブルなどに関する相談も寄せられている。
- ・成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあり、社会経験に乏しく、保護のない成人を狙い打ちにする悪質な業者も存在する。
- ・このため、成人後に消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する基礎知識、消費者トラブル事例や対処方法などにかかる学校における

消費者教育はもちろんのこと、生徒自らが消費者トラブルの啓発にかかわる機会の提供や、保護者からの家庭支援も得ながら、学びの相乗効果を図る必要がある。

(2) 事業内容

○高校生向け啓発カレンダーの制作配布

- ・若者が巻き込まれやすい消費者トラブル（マルチ取引、オンラインゲーム、定期購入等）とその対処法を紹介した「カレンダー」を作成し、家庭での利用を想定して全高校生に配布
- ・高校の美術部員等が消費者トラブル事例のイラスト制作にかかわる高校生参画型事業

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県消費者施策推進指針に掲げられている施策であり、県下全域の高校生とその家庭への啓発事業であるため、県での実施が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,200	啓発カレンダー作成委託費
合計	1,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進

- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続性について、必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・若年者の消費者被害の未然防止を図り、安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

成年年齢を18歳に引き下げる民法改正が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のための取り組みが喫緊の課題となっている。若者に多い消費者トラブルとその対処法をイラストで分かりやすく紹介したカレンダーを作成し、県内全高校生に配布する。学校での消費者教育に加え、家庭でのカレンダーの活用により、若年者はもとより親、祖父母、兄弟などを含む世代を超えた啓発による学びの相乗効果を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
若年者（15～19歳）の消費者ホットライン188の認知度	25.2% (H30)			28.5% (R1)	30% (R6)	95%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

（前年度の成果）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、県においても学校における消費者教育の推進を図っていく責務がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) —	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) —	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 2020年の改正民法施行により成年年齢が引き下げられるため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 成人間もない若者が、高度化、複雑化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、新たな商法や若者に特徴的な商法にかかる注意喚起等を若者自身とその家庭にわかりやすく伝える啓発物を作成する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	